第２節　地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第１　災害に備えての措置

１　関係機関との相互連携

都道府県警察は、鉄軌道事業者等の関係機関と相互に連携し、鉄道災害に備えた諸対策に当たるものとする。

２　連絡体制の整備

都道府県警察は、鉄軌道上及びその直近で落石、土砂崩れ等の異常が発見された場合における鉄軌道事業者への連絡体制の整備を図るものとする。

３　防災訓練の実施

都道府県警察は、鉄軌道事業者等と相互に連携し、大規模な鉄道災害を想定した実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

第２　災害発生時における措置

１　救出救助活動

都道府県警察は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出動させ、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。この場合、高齢者、障害者､負傷の程度が重い者等の救出救助を優先して行うものとする。

２　立入禁止区域の設定等

都道府県警察は、脱線した鉄軌道車両が高架から人家密集地域や道路に転落するおそれがある場合その他被害が拡大するおそれがある場合等においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行うものとする。

第３　二次災害の防止

都道府県警察は、鉄道災害現場における捜索、救出救助活動等に当たっては、鉄軌道事業者等と連携し、後続車両の衝突等の二次災害の防止措置を確実に行うものとする。

また、鉄軌道上への落石、土砂崩れ等に起因する災害の現場においては、監視員を置くなどの措置を確実に行うものとする。

第４章　道路災害対策

第１節　国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

第１　災害に備えての措置

１　関係機関との連絡体制の確立

国家公安委員会及び警察庁は、道路の陥没、トンネルの崩落等道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生等の道路災害に対する対策に関し、平素から国土交通省等の関係機関と緊密な連絡体制を確立するものとする。また、警察庁は、都道府県警察の行う道路災害対策に関し指導調整を行うものとする。

２　通信の確保

国家公安委員会及び警察庁は、幹線道路及びそのトンネルにおける通信の確保に努めるものとする。

第２　災害発生時における措置

１　情報の受理・連絡

警察庁は、国土交通省から、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した旨の連絡を受けた場合等においては、直ちに関係都道府県警察へ連絡するとともに、被害規模に関する概括的な情報等を官邸（内閣官房）及び国土交通省に連絡するものとする。

２　警察庁の警備体制

長官は、道路災害が発生し、国に非常災害対策本部が設置された場合その他必要な場合においては、次長を長とする対策本部を設置するものとする。

ただし、被害の規模、被害拡大の見通し等を勘案して、必要に応じ、警備局長を長とする対策本部又は警備課長を長とする対策室の設置をもってこれに代えることができるものとする。

第２節　地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第１　災害に備えての措置

１　関係機関との相互連携

都道府県警察は、道路管理者、地方公共団体等の関係機関と相互に連携し、道路災害に備えた諸対策に当たるものとする。

２　危険箇所等の把握と関係機関に対する要請

都道府県警察は、道路災害を予防するため、平素から山（崖）崩れ危険箇所等の発見及び点検に努め、基礎資料の作成及び補正を行うとともに、危険度の高い箇所については、関係機関に対し改善、補修の措置の要請を積極的に行うものとする。

３　連絡体制等の整備

都道府県警察は、道路災害に発展するおそれのある山（崖）崩れなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等へ情報の伝達体制の整備を図るものとする。

また、民間企業、報道機関、地域住民等からの情報等、多様な道路災害関連情報の収集体制の整備を図るものとする。

４　防災訓練の実施

都道府県警察は、道路管理者、地方公共団体等と相互に連携し、大規模な道路災害の発生を想定した実践的な訓練の実施に努めるものとする。

第２　災害発生時における措置

１　情報の収集

都道府県警察は、道路災害が発生した場合においては、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を現場に急行させ、目撃者からの情報、関係機関への問合せ及び現場の状況などにより、事故に巻き込まれた通行人、通行車両等の人的被害の有無について迅速に確認を行うものとする。

２　救出救助活動

都道府県警察は、道路災害が発生し、多数の死傷者等が生じた場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出動させ、救出救助用機材を有効に活用して、迅速に被災者等の救出救助活動に当たるものとする。

３　立入禁止区域の設定等

都道府県警察は、道路災害が通行量の多い道路において発生した場合その他被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行うものとする。

４　危険物の流出に対する応急対策

都道府県警察は、道路災害の発生により､タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合には、地域住民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行うものとする。

第３　二次災害の防止

都道府県警察は、道路災害現場における救出救助活動等に当たっては山（崖）崩れ等による二次災害の防止のため、監視員を置くなどの措置を確実に行うものとする。

第５章　原子力災害対策

第１節　国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

第１　災害に備えての措置

１　関係機関との連絡体制の確立

⑴　国家公安委員会及び警察庁は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第２条第１号に定める原子力災害（以下「原子力事業者原子力災害」という。）に対する対策に関し、平素から原子力防災会議事務局、原子力規制委員会その他の関係機関と緊密な連絡体制を確立するものとする。